

# 沖縄建築確認検査センター株式会社

## 確認検査手数料規程

(総則)

第1条 沖縄建築確認検査センター株式会社（以下「センター」という。）の確認検査業務規程第53条に規定する確認検査手数料の額（以下「手数料」という。）については、この規程の定めるところによる。

(確認検査手数料)

第2条 確認申請手数料、**中間・完了検査手数料の額**は、申請に係る部分の床面積の合計、建築設備又は工作物の区分毎にそれぞれ別表第1の表に定める額とする。

(仮使用認定手数料)

第2条の2 仮使用認定手数料の額は、申請に係る部分の床面積の合計に応じて別表第2の表に定める額とし、建築設備についても同表に定める。

(構造計算ルート2審査手数料)

第3条 法第6条の3ただし書きに規定されるルート2審査に該当する建築確認申請をする場合の手数料の額は、別表第1の確認手数料の構造計算書ありルート2の金額を加算した額とする。ただし、センターによりルート2の審査が行えない場合はルート2以外の列を適用する。

(構造計算書の審査手数料)

第4条 確認申請書に前条の構造計算書ルート2以外の構造計算書がある場合は、別表第1の表の構造計算ルート2以外の審査手数料の額を加算する。

2. 建築物がエキスパンジョイント等で区画した建築物は別棟として扱い、棟ごとの床面積の合計とする。

3. 増築等で既存建築物の構造計算を伴う場合は、既存建築物を含む床面積の合計とする。

4. 建築物の計画変更等で構造計算を伴う場合は、変更後の床面積の合計とする。

(計画変更等の確認審査手数料)

第5条 建築物の計画変更等（計画変更、移転、大規模な模様替え（修繕）、用途変更、完了検査時における追加説明書等）の確認審査手数料は、当該変更等に係る床面積の2分の1について算定する。ただし、床面積が増加する場合は、その増加する床面積を加算する、又、構造計算書ありの手数料については、床面積の2分の1とは算定しない。

2. 建築設備又は工作物の変更確認申請手数料は、別表第1の表に掲げる額の2分の1について算定する。

(増築の確認検査手数料)

第6条 建築物の増築に伴い既存部分が審査対象になった場合は、その審査対象となった部分の床面積の2分の1を増築部分の床面積に加算する。

(検証法による確認手数料)

第7条 避難安全・耐火性能・防火性能検証法による設計は、審査床面積による別表第4からの料金を別表第1の表に掲げる確認手数料の額に加算する。

(特定天井の有る確認手数料)

第7条の2 特定天井のある設計は、特定天井のある部分の審査床面積による別表第5からの料金を別表第1の表に掲げる確認手数料の額に加算する。

(天空率を用いた設計の確認手数料)

第8条 天空率を用いた設計の場合は、法第56条第7項第1号から第3号のうちから適用させる数に5,000円を乗じた額に別表第1の表に掲げる確認手数料の額を加算する。

2. 床面積500㎡を超える天空率を用いた設計の場合は、前項中の「5,000円」を「別表第1の表に掲げる確認手数料の額(構造計算手数料を除く)の10%」に読み替えて適用する。

(工作物である自動車車庫等の確認検査手数料)

第9条 法第88条2項の工作物は、「築造面積」を別表第1の「床面積の合計」と読み替えて別表第1の表の額を準用し、構造計算の添付がある場合は「構造計算書あり」の手数料についても適用する。

(完了検査において追加説明書提出後に再度検査を行う場合の手数料)

第10条 第5条における追加説明書提出時に算定した面積での完了検査手数料とする。

(旅費等)

第11条 上記手数料の額に別途交通費(バス賃の往復料金)が加算されます。また、対象となる工事が離島で行われる場合は、旅費(交通費実費+宿泊を要する場合は宿泊費実費)を頂きます。

(手数料の納入方法)

第12条 確認検査手数料は、別表第1に定める金額を申請と同時に現金で納入する。ただし、振込にて納入することもできる。

(証明書交付手数料)

第13条 センターが確認済証、中間検査合格証、検査済証及び仮使用認定通知書を交付した旨の証明書の手数料は、1通につき5,000円とする。

# 沖縄建築確認検査センター株式会社 手数料表

別表第1(確認検査手数料)

(単位:円)

床面積の合計	確認手数料		中間検査 (対象部分までの合計床面積での算定)	完了検査		
	構造計算書あり (1棟につき加算)			当センターにて中間検査あり	左記以外	
	ルート2以外	ルート2				
100㎡以内のもの	26,000	10,000	120,000	20,000	22,000	
100㎡超え200㎡以内	36,000	20,000		30,000	32,000	
200㎡超え500㎡以内	48,000	25,000	157,000	40,000	43,000	
500超え 1,000㎡以内	72,000	30,000	194,000	65,000	75,000	
1,000㎡超え2,000㎡以内	108,000	36,000	268,000	90,000	95,000	
2,000㎡超え3,000㎡以内	207,000	50,000		145,000	145,000	150,000
3,000㎡超え4,000㎡以内	212,000					
4,000㎡超え5,000㎡以内	216,000	56,000	309,000	200,000	225,000	
5,000㎡超え6,000㎡以内	305,000					
6,000㎡超え7,000㎡以内	310,000	62,000	309,000	220,000	225,000	
7,000㎡超え8,000㎡以内	318,000					
8,000㎡超え10,000㎡以内	324,000	68,000	419,000	250,000	300,000	
10,000㎡超え15,000㎡以内	406,000					
15,000㎡超え20,000㎡以内	414,000					
20,000㎡超え50,000㎡以内	432,000	72,000	790,000	450,000	500,000	
50,000㎡超え 100,000㎡以内	696,000					
100,000㎡超え200,000㎡以内	960,000					
200,000㎡超え	1,200,000			1,000,000	1,200,000	
建築設備(EV等)	31,000	/		/		
ホームエレベーター	15,000	/		/		
小荷物専用昇降機	10,000	/		/		
工作物(法第88条第1項)	22,000 + {15,000 × (N-1)}		/		30,000	
天空率	500㎡以下 5,000 × K (K=適用除外を受ける件数)		/		/	
	500㎡超え 確認手数料(構造計算手数料を除く)の10% × K		/		/	

- 備考 1. 床面積とは、申請建物が複数の場合はその合計の床面積をいう。ただし、構造計算の加算額は、一の建築物であって構造上別棟となる場合は、それぞれの棟の床面積の合計により算定した額の合計とする。
2. 構造に応じた一貫計算プログラムによらない計算書は、上記構造計算加算額の2倍とする。(ただしWRC造を除く)

別表第2(仮使用認定手数料)

(単位:円)

床面積の合計	仮使用認定手数料
200㎡以内のもの	140,000
200㎡超え 500㎡以内	160,000
500㎡超え 1,000㎡以内	180,000
1,000㎡超え 5,000㎡以内	200,000
5,000㎡超え10,000㎡以内	230,000
10,000㎡超え	250,000
建築設備 (EV等)	15,000

備考 離島については、(中間・完了・仮使用)別途交通費を加算します。

別表第6(省エネ完了検査手数料)

(単位:円)

当社以外の(他機関)の判定物件は1.5倍の金額	
計算対象床面積	省エネ完了検査手数料
2,000㎡以内	40,000
2,000㎡超え 5,000㎡以内	50,000
5,000㎡超え10,000㎡以内	65,000
10,000㎡超え 50,000㎡以内	100,000
50,000㎡超え	計算対象床面積 × 2

別表第4(検証法を用いた設計の加算手数料)(単位:円)

床面積の合計	手数料
1,000㎡以内	30,000
1,000㎡超え 2,000㎡以内	45,000
2,000㎡超え 10,000㎡以内	50,000
10,000㎡超え50,000㎡以内	75,000
50,000㎡超え	100,000

別表第5(特定天井を用いた設計の加算手数料)(単位:円)

床面積の合計	手数料	
	落下防止措置を講じる場合	
200㎡超え 500㎡以内	100,000	200,000
500㎡超え 1,000㎡以内	150,000	300,000
1,000㎡超え	200,000	400,000

## 附則

この規程は、平成12年 7月13日から施行する。

この規程は、平成19年 6月20日から施行する。

この規程は、平成20年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 7月15日から施行する。

この規程は、平成29年 1月10日から施行する。

この規程は、平成29年11月10日から施行する。

この規定は、平成31年 1月15日から施行する。

この規定は、令和 元年 8月 9日から施行する。